

「特定信書便マーク」使用許諾要領

総 情 信 第 1 6 号

平成22年3月5日制定

総務省が商標登録出願している「特定信書便マーク（以下「マーク」という。）」に関する使用許諾について、次のとおり定める。

1. 目 的

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）に基づき営まれている特定信書便事業に関して、特定信書便事業者の総意に基づき、当該事業が特定信書便事業であることの識別を容易とし、特定信書便事業の信頼性等を利用者等にアピールすることを目的として定められたマークの適正使用のため、この使用許諾要領を定める。

2. 図柄等

- （1）マークのデザイン、色及び縦・横の比率は、別図のとおりとする。
- （2）マークを使用者がみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物、容器包装の材質上の制約その他のやむを得ない事情がある場合には、モノクロにすることができるものとする。
- （3）マーク本体に係らない範囲で、上下左右に文字を書き込んで使用することができる。
- （4）併記する文字は、総務省情報流通行政局郵政行政部企画課信書便事業室長（以下「企画課信書便事業室長」という。）の許諾を得たものに限る。

3. マークの商標権

- （1）マークに関する商標権は、総務省が所有する。
- （2）このマークは、無断で使用することはできない。また、無断で印刷することができない。
- （3）このマークの使用を企画課信書便事業室長から許諾された者（通常使用権者）は、他人にマークの通常使用権を譲渡することはできない。
- （4）このマークと誤認される類似のマークは、使用又は商標登録の出願をしてはならない。

4. マークの使用申請及び許諾

- （1）特定信書便事業者であってマークの使用を希望する者は、「様式1」により企画課信書便事業室長あてに申請しなければならない。
- （2）企画課信書便事業室長は内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請について、「様式2」の「特定信書便マーク使用許諾証」を発行する。
- （3）ただし、企画課信書便事業室長は、マークの使用申請および使用に当たって必要に応じ条件をつけることができるものとし、また、マーク使用の許諾を受けた者が、この要領に違反した場合には、使用の取消し及び是正のための措置をとることができる。

- (4) 前項にかかわらず、マーク使用の承認を受けた者が、特定信書便事業を休止した場合又は信書便法第34条において準用する同法第28条の事業の全部若しくは一部の停止の処分を受けた場合には、休止又は停止がなされている事業に関してマークを使用することはできないものとする。特定信書便事業を廃止した場合又は事業許可の取消しの処分を受けた場合には、マークの使用の承認は、当然に取り消されるものとする。また、当該事業者が信書便法第34条において準用する同法第26条の事業計画遵守命令又は第27条の事業改善命令を受けた場合には、企画課信書便事業室長は、マークの使用について、一時禁止その他の所要の措置を執ることができる。

5. マークの表示条件

- (1) マークは、特定信書便役務以外の役務の提供のために表示してはならない。
- (2) マークは、特定信書便役務に係る信書便物の表面に表示することができる。この場合、表示されたマークは、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）第40条において準用する同規則第28条第2項第1号の「信書便物であることを示す表示」とみなす。
- (3) マークは、特定信書便事業に係る広告宣伝等のために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材又はWEBサイトに表示することができる。この場合において、当該資材又はWEBサイトには、当該事業者の氏名、名称を明記するものとする。
- (4) マークは、4により許諾を受けた者（その使用人であって、信書便の業務に従事する者その他の特定信書便事業に関する業務に従事する者を含む。）の名刺に印刷することができる。

6. マークの使用料

マークの使用料は、無料とする。

7. マークの表示方法

- (1) マークはシールに印刷し、特定信書便事業のために用いる車両、信書便物その他の物としてマークの使用を許諾されたもの（以下「シール使用物」という。）に貼付表示することができる。
- (2) マークはシール使用物に直接印刷表示することができる。
- (3) マークは画像ファイルの形式でWEBサイトに掲載することができる。画像ファイルの扱いについては、2（図柄等）に準拠するものとする。

8. 使用者の義務

- (1) マークを使用する者（以下「使用者」という。）は、関係法規を遵守するとともに、商標の機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- (2) 使用者は、第三者が商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに企画課信書便事業室長に通知するものとする。

- (3) 使用者は、第三者との係争、審判、訴訟等について総務省情報流通行政局郵政行政部企画課信書便事業室に協力して対処し、具体的措置の方法等についてはその都度両者協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用は使用者が負担するものとする。
- (4) 使用者は、使用する商標を付して提供する信書便の役務及びシール使用物その他のマークを表示しているものにより第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、総務省に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
- (5) 使用者は、企画課信書便事業室長から要請がある場合は、マークの使用実態の報告を行わなければならない。

9. マークの適正使用

マークを表示する者がこの要領を遵守せずに、不正に使用した場合には、次の必要な措置を順次講ずることとする。当該事業者が信書便法第34条において準用する同法第26条の事業計画遵守命令又は第27条の事業改善命令を受けて、マークの使用について、一時禁止等の措置を受けた場合であって、その措置に違反した場合も同様とする。

- 一 警告
- 二 使用許諾取消し
- 三 社名公表
- 四 訴訟

10. 使用期間

使用期間は設けないこととする。

11. この要領の解釈その他の疑義は、企画課信書便事業室長が決定する。

12. 施行月日

この要領は、平成22年3月5日から施行する。

附 則（平成27年12月21日総情信第71号）
この通達は、平成27年12月21日から施行する。

附 則（令和2年12月25日総情信第85号）
この通達は、令和2年12月25日から施行する。

附 則（令和3年6月17日総情信第38号）
この通達は、令和3年6月25日から施行する。

附 則（令和7年6月25日総情信第41号）
この通達は、令和7年7月1日から施行する。

別図

1 マークのデザイン



2 色（J I S慣用色名） コバルトブルー

3 マークの大きさ（縦・横の比率） 縦：横＝１：１

(様式 1)

特定信書便マーク使用許諾申請書

年 月 日

総務省情報流通行政局郵政行政部企画課信書便事業室長 殿

申請者〔使用予定者〕（所在地）〒

(名称)

(代表者)

(特定信書便事業許可の番号)

特定信書便マークの使用にあたり、貴省で平成22年3月5日制定の「特定信書便マーク使用許諾要領」を承認の上、下記のとおり使用許諾を申請します。

記

1 マークを使用するもの（該当箇所にチェックする）

☐ 車両 ☐ 信書便物 ☐ 看板 ☐ チラシ ☐ パンフレット
☐ ポスター ☐ 広告 ☐ 名刺 ☐ WEBサイト ☐ その他 ()

2 併記する文字

有 () 無

※併記する文字がある場合は、マークに文字を併記した図案を資料として添付すること。

3 問合せ先（特定信書便マーク使用許諾証等の送付先）

(1) 部署名：

(2) ご担当者名：

(3) 住所：

(4) TEL:

(5) E-mail :

(様式2)

特定信書便マーク使用許諾証

年 月 日

〇〇 株式会社
〇〇〇〇 殿

総務省情報流通行政局
郵政行政部企画課信書便事業室長

年 月 日付けで特定信書便マークの使用許諾申請のあったことについて、本通知により許諾する。